



公告

次のとおり落札者を決定しました。

平成16年4月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
牛海綿状脳症(BSE)検査用ELISAキット一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
 - (1) 名称 長野県総務部管財課
 - (2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692-2
- 3 落札者を決定した日
平成16年3月30日
- 4 落札者の名称及び所在地
 - (1) 名称 鍋林フジサイエンス株式会社
 - (2) 所在地 松本市芳川村井町36-1
- 5 落札金額
単価 167,000円×105/100
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
平成16年2月16日

管財課

公告

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成16年4月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 申請のあった年月日
平成16年3月31日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 伊那谷菜の花楽舎
- 3 代表者の氏名
関 浩 行
- 4 主たる事務所の所在地
伊那市大字伊那字通り町1丁目22番地通り町第一ビル
- 5 定款に記載された目的
この法人は、主に上伊那地域に住む者に対して、農産物を始めとする資源循環システムを作ることに係る事業を行い、化石燃料一辺倒の資源消費の是正、二酸化炭素、硫黄酸化物等の発生を抑制することによる環境悪化の軽減、廃棄物の発生抑制、農地荒廃の防止、他国の資源に過度に依存しない自立した平和な社会の構築、及び環境を大切にす青少年の育成に寄与することを目的とする。

生活文化課NPO活動推進室

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年4月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
東御都市計画道路 3・5・2号 本海野海善寺線
- 2 都市計画の図書の縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び東御市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年4月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
東御都市計画地域地区(用途地域)
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び東御市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年4月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
東御都市計画地区計画 インター流通団地地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び東御市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年 4月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
東御都市計画地域地区(伝統的建造物群保存地区)
海野宿伝統的建造物群保存地区
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び東御市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年 4月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
東御都市計画公園 2・2・1 不動公園
2・2・2 伊豆宮公園
2・2・3 城ノ前公園
2・2・4 田町公園
2・2・5 西宮公園
2・2・6 原公園
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び東御市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年 4月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
東御都市計画ごみ焼却場(一般廃棄物処理施設)
東部クリーンセンター
- 2 縦覧場所
長野県土木部都市計画課及び東御市役所

都市計画課

公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成16年 4月12日

長野県知事 田中康夫

- 1 都市計画の種類及び名称
東御都市計画下水道 東御市公共下水道
- 2 縦覧場所
長野県土木部下水道課及び東御市産業建設部上下水道課

下水道課

公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確認できないので、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第67条第1項の規定により公告します。

平成16年 4月12日

長野県知事 田中康夫

宅地建物取引業者

名称 有限会社イースト二十一
 代表者氏名 春原千治
 事務所所在地 上田市大字蒼久保589番地1
 免許番号 長野県知事(1)第4630号
 免許年月日 平成13年7月19日

建築管理課

公告

長野県小県郡依田川沿岸土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成16年 4月12日

長野県上小地方事務所長 井本久夫

監事

新任

氏名	住所
竹内茂之	小県郡丸子町大字上丸子445番地1
山浦東洋雄	小県郡丸子町大字長瀬2439番地1
吉池藤夫	小県郡丸子町大字塩川843番地
望月祐一	小県郡丸子町大字御嶽堂815番地
早川慶寿	上田市大字富士山3300番地1

退任

氏名	住所
森恒雄	小県郡丸子町大字上丸子877番地1
白井隼人	小県郡丸子町大字長瀬3435番地

滝澤恒恵 小県郡丸子町大字塩川1191番地
成沢貞成 小県郡丸子町大字御嶽堂987番地
峯村友伊 上田市大字富士山2837番地1

土地改良課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月12日

松塩水道用水管理事務所長 宮島福男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

ヘッドスペースガスクロマトグラフ質量分析計 1台

(2) 物品等の特質

仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

契約の日より90日以内

(4) 納入場所

塩尻市大字宗賀字本山5225-1

松塩水道用水管理事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 調達する物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されているものであること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

塩尻市大字宗賀字本山5225-1

松塩水道用水管理事務所業務課

電話 0263(52)3330

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年4月22日 午前10時

イ 場所 松塩水道用水管理事務所 会議室

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年4月16日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

水道課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年4月12日

松塩水道用水管理事務所長 宮島福男

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品及び数量

全自動固相抽出装置 1台

(2) 物品等の特質

仕様書のとおりです。

(3) 納入期限

契約の日より60日以内

(4) 納入場所

塩尻市大字宗賀字本山5225-1

松塩水道用水管理事務所

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当するものであることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA又はBに格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達する物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守管理)を迅速に行う体制が整備されているものであること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
塩尻市大字宗賀字本山5225-1
松塩水道用水管理事務所業務課
電話 0263(52)3330
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年4月22日 午前10時
イ 場所 松塩水道用水管理事務所 会議室
- (3) 入札者に要求される事項

- この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年4月16日(金)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (4) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (5) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (6) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (7) 契約書作成の要否
必要とします。
- (8) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

水道課

正 誤

平成16年3月29日付け公告「特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請」中

ページ	行	誤	正
109	右下から19	第25条第3項	第10条第1項
	右下から18	定款の変更	設立
	右下から17	第5項において準用する同法第10条第2項	第2項

平成16年3月29日付け長野県告示第225号「昭和50年長野県告示第456号(農地法第3条第2項第5号の規定による別段の面積)の一部改正」中

ページ	行	誤	正
95	10	上郷村	旧上郷村
95	10	戸倉町	旧戸倉町
95	下から4	北相木村村	北相木村
95	下から3	旧八畑村	旧畑八村
95	下から2	「上松町 大桑村を「山口村」に、 山口村」	「下伊那郡 下條村」を 「下伊那郡 下條村 豊丘村」に、 「上松町 大桑村を「山口村」に、 山口村」
95	下から1	旧中郷村	旧中郷村の地域